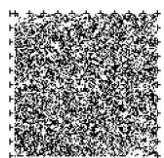


第7期 小郡市障がい福祉計画

第3期 小郡市障がい児福祉計画

令和6年3月

小郡市



## はじめに

今回、この「第7期小郡市障がい福祉計画」「第3期小郡市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、当事者、保護者、事業所の皆さんのご協力を頂き、たくさんの貴重なお話やご意見をいただくことができました。これまでも重度の障がいを抱える方の保護者から次のような貴重なお声をいただいています。

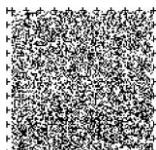
「何かができないという風に捉えると、『生産性がない』、『何のために生きているのか』と言われたときに、説明が難しいと感じていた。しかし、極端に言うと、この子がいることによって支援の質を上げるという指導者のような役割を果たしている。そういうところにスポットをあててほしい。できない、迷惑な人というレッテルがどうしても貼られてしまうが、皆、意味があって生まれてきていることを証明できればうれしい。」

どんなに重度の障がいがあっても、誰ともとりかえることができない個性的な自己実現をしているものであり、その自己実現こそが創造であり、生産であると私たちは考えます。そして、その自己実現を支えるもののひとつとして、この計画が存在します。

この計画をイメージしやすいものに例えるとして、花を植えるための土だと考えてみましょう。植物は、土だけでは成長することはできません。太陽や空気、雨、そして受粉のための虫等、たくさんのがんものが関係することで美しい花を咲かせることができます。そして、その花がまた豊かな土をつくりだし、新たな命を生み出し、多様な生物が共生する生きやすい世界をつくりだします。

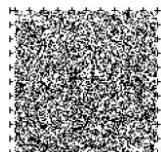
花が咲いて実を結ぶのにも様々な環境が作用するように、地域の障がい者・児福祉のまちづくりにおいても、当事者、保護者、事業所、行政、地域等が関わり合って互いを支える中で、それぞれの特性が活かされ自己実現につながっていくものと考えます。その一つの支えとして今後取り組みを進めるために、ここに「第7期小郡市障がい福祉計画」「第3期小郡市障がい児福祉計画」を策定します。

令和6年3月 小郡市福祉課

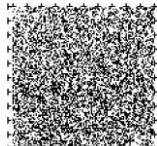


## 目 次

第1章 第7期小都市障がい福祉計画・第3期小都市障がい児福祉計画の策定にあたって	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の位置づけと期間	6
(1) 位置づけ	6
(2) 期間	7
3. 計画の対象者	7
4. 計画の基本方針	7
5. 計画の基本理念	8
第2章 第6期小都市障がい福祉計画・第2期小都市障がい児福祉計画の進捗状況	10
1. 相談支援体制の充実・強化	10
2. 小都市自立支援協議会との連携	10
(1) ネットワーク会議	10
(2) ワーキングチーム活動	11
(3) 学校教育連絡会	11
(4) イベント・啓発活動	11
(5) 福祉計画チェック委員会	11
(6) ケース検討会	12
3. 障がい児支援の充実・強化	12
4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進	12
5. 就労支援に向けた取り組み	13
6. 一般就労等への移行支援の強化	13
7. 虐待防止に対する取り組みの強化	13
8. 新型コロナウイルス感染症の影響と対策の強化	14
第3章 障がい者・児をとりまく状況	15
1. 総人口の推移	15
(1) 人口構成の推移	15
(2) 年齢3区分別人口構成の推移	16
2. 障がい者・児の状況	17
(1) 全体の状況	17
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	18
(3) 療育手帳所持者の状況	21



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	23
(5) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の状況	25
(6) 障がい福祉サービス受給者証所持者の状況	26
(7) 指定難病受給者証所持者の状況	27
3. 就学等の状況	28
(1) 小学校の特別支援学級の状況	28
(2) 中学校の特別支援学級の状況	29
(3) 通級指導教室の状況	30
4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の状況	31
<b>第4章 計画の成果目標</b>	<b>32</b>
1. 施設入所者の地域生活への移行	32
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	33
3. 地域生活支援の充実	34
4. 福祉施設から一般就労への移行等	35
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	37
6. 相談支援体制の充実・強化等	38
7. 障害福祉サービス等の質向上のための体制の構築	40
<b>第5章 障がい福祉サービス等の実績と見込み（活動指標）</b>	<b>41</b>
1. 障がい福祉サービス	41
(1) 訪問系サービス	41
(2) 日中活動系サービスおよび短期入所	43
(3) 居住系サービス	46
(4) 相談支援	47
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
2. 地域生活支援事業	50
(1) 理解促進研修・啓発事業	50
(2) 自発的活動支援事業	51
(3) 相談支援事業	51
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	53
(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	53
(6) 日常生活用具給付等事業	54
(7) 移動支援事業	56
(8) 地域活動支援センター事業	57



(9) 訪問入浴サービス事業	57
(10) 日中一時支援事業	58
(11) 地域移行のための安心生活支援事業（地域生活支援拠点等）	59
(12) 巡回支援専門員整備事業	60
(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業	61
(14) 更生訓練費支給事業	62
3. 障がい児支援	62
4. 地域での福祉活動の推進	66
5. 障がい者・児への差別解消の推進	66
6. 障がい者・児への虐待防止の推進	68
7. 防災対策の促進	69
<b>第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等</b>	<b>71</b>
1. 計画の周知	71
2. 計画の推進体制の確立	71
3. 国・県及び近隣市町との連携	71
4. 計画の進捗管理と点検について	71
5. 障害者総合支援法の施行と概要	71
(1) 障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）	72
(2) 障がい支援区分の創設	72
(3) 障がい者に対する支援	72
(4) サービス基盤の計画的整備	72
6. その他関連する法律の整備等	73
(1) 障害者基本法の改正	73
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	73
(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	73
(4) 児童福祉法の改正	73
(5) 発達障害者支援法の改正	73
(6) 障害者優先調達法の施行	74
(7) 障害者文化芸術推進法の施行	74
(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	74

